

会計変化の本質の研究： 制度からの実務よび理論の展開に対する逆影響の検討を中心に

A Study of the Nature of Accounting Changes: with a Focus on the Impact of Adverse Effects of the Law on Practices and Theories

澤登 千恵 (SAWANOBORI Chie)

本研究の目的は 19 世紀イギリス鉄道会社とガス会社の会計実務の発展に対する議会議法制定のプロセスの影響を検討することである。1800 年から 1947 年までの議会議資料を、従来の歴史研究に加え、テキスト（データ）マイニングで分析している。

議会議資料は、具体的には、議事資料と議会議文書から構成される。議事資料については、本会議議事録を研究対象とし、法案作成前の議会議での問題化および法案作成後の議会議での審議（まずは鉄道に關係する上院と下院の議事録）を「議会議法の制定プロセス」と位置付け検討することにした。一方、議会議文書については、下院會期別文書のうち、まずは鉄道に關係する議会議内委員會報告書を研究対象とし、これも「法案の作成プロセス」として位置付け検討することにした。

議会議内委員會報告書のテキスト（データ）マイニングによる分析結果からは、（イギリスの鉄道会社においては）追加資本認可の厳格化、費用の資本化、議会議費や出張費を含む費用増大といった会計に關係する問題が発生してきたのであり、さらに各期間の分析結果の比較からは、会計に關係する議論が活発であったのは、（変化を細かく捉えることができるように、1947 年までの期間を 20 年間分ずつに分けて分析しているのであるが、）1849 年までの 20 年間であったことを確認できた。その上で、従来の歴史研究により、上記のうち追加資本認可の厳格化という問題（発生）が、鉄道会社特有の会計実務として知られる資本勘定（複会計システムのもと、資本的収支を総額で記載する会計報告書）作成の継続に影響を与えたという仮説を立て、今後はこれを統計的に実証していく。

一方で、ガス会社については、19 世紀前半の会計実務を觀察する中で、1871 年の Gas Works Clauses Act で作成が義務付けられる以前から、鉄道会社同様に、資本勘定を作成していたガス会社が存在していたこと、一方で、鉄道会社と異なり、（これもまた複会計システムのもと作成される会計報告書であり、前述の法の中で作成が義務付けられる）一般貸借対照表（資本勘定残高とそれ以外のストック項目の残高を記載する会計報告書）ではなく、いわゆる貸借対照表（正確には、資本的収支の総額とそれ以外のストック項目の残高を記載する会計報告書）を作成していたガス会社が存在していたことを確認しており ("*Changes in Accounting at Brentford Gas Light Company,*" Accounting History Review Conference 2021 at Edge Hill University in UK. 北海道大学 春日部光紀氏との共同報告)、今後は、なぜガス会社が上記のような貸借対照表を

作成していたのか、その後、なぜ一般貸借対照表の作成が義務付けられことになったのか、さらに、これにどのような議会法制定のプロセスが影響していたのかについて検討していく。